

長野県土木工事施工管理基準

平成21年(2009年)5月13日付け21建政技第61号(平成21年6月1日適用)

平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号(平成22年1月1日適用)一部改正

平成22年(2010年)5月7日付け22建政技第49号(平成22年6月1日適用)一部改正

平成22年版

長野県建設部

目 次

土木工事施工管理基準

1	目 的	1
2	適 用	1
3	構 成	1
4	用語の意義	1
5	管理の実施	1
6	管理項目及び方法	2
7	規 格 値	2
8	そ の 他	2

出来形管理基準及び規格値

1 共通編

1-4-3	河川・砂防土工	1-1
1-4-3-2	掘削工	1-1
1-4-3-3	盛土工	1-1
1-4-3-4	盛土補強工	1-1
1-4-3-5	法面整形工	1-2
1-4-3-6	堤防天端工	1-2
1-4-4	道路土工	1-2
1-4-4-2	掘削工	1-2
1-4-4-3	4路体盛土工, 路床盛土工	1-3
1-4-4-5	法面整形工	1-3
1-5-7	鉄筋工	1-3
1-5-7-4	組立て	1-3
1-2-3	共通的工種	1-4
1-2-3-4	矢板工	1-4
1-2-3-5	法枠工 (現場打法枠工, 現場吹付法枠工)	1-4
1-2-3-5	矢板工 (プレキャスト法枠工)	1-4
1-2-3-6	吹付工 (コンクリート, モルタル)	1-4
1-2-3-7	植生工 (種子散布工 他)	1-5
1-2-3-7	植生工 (植生基材吹付工 他)	1-5
1-2-3-8	縁石工	1-5
1-2-3-9	小型標識工	1-5
1-2-3-10	防止柵工	1-6
1-2-3-11	路側防護柵工 (ガードレール)	1-6
1-2-3-11	路側防護柵工 (ガードケーブル)	1-6

1-2-3-12	区画線工	1-7
1-2-3-13	道路附属物工	1-7
1-2-3-14	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）	1-8
1-2-3-14	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）	1-9
1-2-3-14	桁製作工（仮組立による検査を実施しない場合）	1-10
1-2-3-14	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	1-11
1-2-3-15	工場塗装工	1-11
1-2-3-16	コンクリート面塗装工	1-12
1-2-4	基礎工	1-12
1-2-4-1	一般事項	1-12
1-2-4-3	基礎工（護岸）（現場打）	1-12
1-2-4-3	基礎工（護岸）（プレキャスト）	1-13
1-2-4-4	既製杭工	1-13
1-2-4-5	場所打杭工	1-13
1-2-4-6	深礎工	1-14
1-2-4-7	オープンケーソン基礎工	1-15
1-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	1-15
1-2-4-9	鋼管矢板基礎工	1-15
1-2-5	石・ブロック積（張）工	1-16
1-2-5-3	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積、張）	1-16
1-2-5-3	コンクリートブロック工（接続ブロック張り）	1-16
1-2-5-3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	1-16
1-2-5-4	緑化ブロック工	1-17
1-2-5-5	石積（張）工	1-17
1-2-6	一般舗装工	1-18
1-2-6-5	アスファルト舗装工（下層路盤工）	1-18
1-2-6-5	アスファルト舗装工（上層路盤工）	1-18
1-2-6-5	アスファルト舗装工（上層路盤工）	1-19
1-2-6-5	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-19
1-2-6-5	アスファルト舗装工（基層工）	1-20
1-2-6-5	アスファルト舗装工（表層工）	1-20
1-2-6-6	コンクリート舗装工（下層路盤工）	1-21
1-2-6-6	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	1-21
1-2-6-6	コンクリート舗装工（セメント安定処理工）	1-22
1-2-6-6	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	1-22
1-2-6-6	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	1-23
1-2-6-6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	1-23
1-2-6-6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	1-23
1-2-6-6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	1-24
1-2-6-6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	1-24
1-2-6-6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	1-24
1-2-6-7	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	1-25

1-2-6-7	薄層カラー舗装工（上層路盤工）	1-25
1-2-6-7	薄層カラー舗装工（上層路盤工）	1-26
1-2-6-7	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-26
1-2-6-7	薄層カラー舗装工（基層工）	1-26
1-2-6-8	ブロック舗装工（下層路盤工）	1-27
1-2-6-8	ブロック舗装工（上層路盤工）	1-27
1-2-6-8	ブロック舗装工（上層路盤工）	1-28
1-2-6-8	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-28
1-2-6-8	ブロック舗装工（基層工）	1-28
1-2-7	地盤改良工	1-29
1-2-7-2	路床安定処理工	1-29
1-2-7-3	置換工	1-29
1-2-7-4	表層安定処理工（サンドマット海上）	1-30
1-2-7-5	パイルネット工	1-30
1-2-7-6	サンドマット工	1-30
1-2-7-7,8	バーチカルドレーン工, 締固め改良工	1-31
1-2-7-9	固結工	1-31
1-2-10	仮設工	1-32
1-2-10-5	土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	1-32
1-2-10-5	土留・仮締切工（アンカー工）	1-32
1-2-10-5	土留・仮締切工（接続ブロック張り工）	1-32
1-2-10-5	土留・仮締切工（締切盛土）	1-32
1-2-10-5	土留・仮締切工（中詰盛土）	1-33
1-2-10-9	地中連壁工（壁式）	1-33
1-2-10-10	地中連壁工（柱列式）	1-33
1-2-10-10	法面吹付工	1-33
1-3-1	共通関係	1-34
1-3-1-1	現場塗装工	1-34
1-3-1-2	落石防護柵工	1-34
1-3-1-2	場所打擁壁工	1-35
1-3-1-3	プレキャスト擁壁工	1-35
1-3-1-4	井桁ブロック工	1-36
1-3-1-5	アンカー工	1-36
1-3-1-6	側溝工	1-37
1-3-1-7	現場打水路工	1-37
1-3-1-8	集水柵工	1-37
1-3-1-9	暗渠工	1-37
1-3-1-10	刃口金物製作工	1-38
1-3-1-11	階段工	1-38
1-3-2	河川関係	1-38
1-3-2-1	巨石張り、巨石積み	1-38
1-3-2-2	がごマット	1-39

1-3-2-3	じゃかご	1-39
1-3-2-4	ふとんかご、かご枠	1-39
1-3-2-5	根固めブロック工	1-40
1-3-2-6	沈床工	1-40
1-3-2-7	捨石工	1-40
1-3-2-8	護岸附属物工	1-40
1-3-4	道路関係	1-41
1-3-4-1	プレキャストカルバート	1-41
1-3-4-3	検査路製作工	1-42
1-3-4-4	鋼製伸縮継手製作工	1-42
1-3-4-5	落橋防止装置製作工	1-42
1-3-4-6	鋼製配水管製作工	1-42
1-3-4-7	プレビーム用桁製作工	1-43
1-3-4-8	橋梁用防護柵製作工	1-43
1-3-4-9	鋳造費（金属支承工）	1-44
1-3-4-9	鋳造費（金属支承工）	1-45
1-3-4-9	鋳造費（大型ゴム支承工）	1-45
1-3-4-10	アンカーフレーム製作工	1-46
1-3-4-11	仮設材製作工	1-46
1-3-4-12	床版・横組工	1-46
1-3-4-13	伸縮装置工（ゴムジョイント）	1-46
1-3-4-13	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	1-47
1-3-4-14	地覆工	1-47
1-3-4-15	橋梁用防護柵工, 橋梁用高欄工	1-47
1-3-4-16	検査路工	1-47
1-3-4-17	支承工（鋼製支承）	1-48
1-3-4-17	支承工（ゴム支承）	1-48
1-3-4-18	架設工（鋼橋）	1-49
1-3-4-19	プレテンション桁製作工（けた橋）	1-50
1-3-4-19	プレテンション桁製作工（スラブ橋）	1-50
1-3-4-20	ポストテンション桁製作工	1-50
1-3-4-21	プレキャストセグメント製作工（購入工）	1-51
1-3-4-22	プレキャストセグメント主桁組立工	1-51
1-3-4-23	PCホロースラブ製作工	1-51
1-3-4-24	PC箱桁製作工	1-52
1-3-4-25	PC押出し箱桁製作工	1-52
1-3-4-26	架設工（コンクリート橋）	1-52
1-3-4-27	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	1-53
1-3-4-27	半たわみ性舗装工（上層路盤工）	1-53
1-3-4-27	半たわみ性舗装工（上層路盤工）	1-54
1-3-4-27	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-54
1-3-4-27	半たわみ性舗装工（基層工）	1-54

1-3-4-27	半たわみ性舗装工（表層工）	1-54
1-3-4-28	排水性舗装工（下層路盤工）	1-55
1-3-4-28	排水性舗装工（上層路盤工）	1-55
1-3-4-28	排水性舗装工（上層路盤工）	1-55
1-3-4-28	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-56
1-3-4-28	排水性舗装工（基層工）	1-56
1-3-4-28	排水性舗装工（表層工）	1-56
1-3-4-29	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	1-57
1-3-4-29	グースアスファルト舗装工（基層工）	1-57
1-3-4-29	グースアスファルト舗装工（表層工）	1-57

3 河川編

3-1	築堤・護岸	3-1
3-1-8-8	杭出し水制工	3-1
3-1-11-3	配管工	3-1
3-1-11-4	ハンドホール工	3-1
3-3	樋門・樋管	3-2
3-3-3-6	函渠工（本体）	3-2
3-3-3-6	函渠工（ヒューム管）	3-2
3-3-3-7, 8	翼壁工, 水叩工	3-3
3-4	水門	3-3
3-4-4-7, 8, 9, 10, 11	床版工, 堰柱工, 門柱工, ゲート操作台工, 胸壁工	3-3
3-5	堰	3-3
3-5-4-13, 14	閘門工, 土砂吐工	3-3
3-5-4-8, 9, 10	堰本体工, 水叩工, 土砂吐工	3-3
3-5-6-3	魚道本体工	3-4
3-5-7-2	管理橋橋台工	3-4
3-6	排水機場	3-5
3-6-3-6	本体工	3-5
3-6-3-7	燃料貯油槽工	3-5
3-6-4-7	コンクリート床版工	3-5
3-7-3	床止め工	3-6
3-7-3-6	本体工	3-6
3-7-3-8	水叩工	3-6
3-7	床止め・床固め	3-6
3-7-4-6	側壁工	3-6

4 砂防編

4-1	砂防えん堤	4-1
4-1-3-4	鋼製えん堤仮設材製作工	4-1
4-1-6-4	コンクリートえん堤工	4-1

4-1-6-6	コンクリート側壁工	4-1
4-1-6-8	水叩工	4-2
4-1-7-5	鋼製えん堤本体工（不透過型）	4-2
4-1-7-5	鋼製えん堤本体工（透過型）	4-2
4-1-7-6	鋼製側壁工	4-3
4-3-5	山腹水路工	4-3
4-3-5-3	山腹水路・排水路工	4-3
4-3-5-4	山腹明暗渠工	4-3
4-3	斜面对策	4-4
4-3-6-4	地下水ボーリング工	4-4
4-3-6-5	集水井工	4-4
4-3-8-6	合成杭工	4-4
5	ダム編	
5-1	コンクリートダム	5-1
5-1-4	コンクリートダム工（本体）	5-1
5-1-4	コンクリートダム工（水叩）	5-1
5-1-4	コンクリートダム工（副ダム）	5-2
5-1-4	コンクリートダム工（導流壁）	5-3
5-2	フィルダム	5-4
5-2-3-5	コアの盛立	5-4
5-2-3-6	フィルターの盛立	5-4
5-2-3-7	ロックの盛立	5-4
5-2	フィルダム（洪水吐）	5-5
5-3	基礎グラウチング	5-5
5-3-3	ボーリング工	5-5
6	道路編	
6-1	道路改良	6-1
6-1-3-2	遮音壁支柱製作工	6-1
6-1-5-7	補強土壁工	6-1
6-1-7-6	場所打函渠工	6-1
6-1-9-4	落石防止網工	6-1
6-1-9-6	防雪柵工	6-2
6-1-9-7	雪崩予防柵工	6-2
6-1-10-4	遮音壁基礎工	6-2
6-1-10-5	遮音壁本体工	6-2
6-2-3	舗装	6-3
6-2-3	歩道舗装工, 取合舗装路盤工, 路肩舗装路盤工	6-3
6-2-3	歩道舗装工, 取合舗装工, 路肩舗装工, 表層工	6-3
6-2-4-9	排水性舗装用路肩排水工	6-4
6-2-6-4	踏掛版工	6-4

6-2-8-4	大型標識工（標識基礎工）	6-4
6-2-8-4	大型標識工（標識柱工）	6-4
6-2-11-5	ケーブル配管工	6-5
6-2-11-5	ケーブル配管工（ハンドホール）	6-5
6-2-11-6	照明工（照明柱基礎工）	6-5
6-3	橋梁下部	6-6
6-3-3-3	鋼製橋脚製作工	6-6
6-3-4-8	橋台駆体工	6-7
6-3-5-9	橋脚駆体工（張出式）	6-8
6-3-5-9	橋脚駆体工（ラーメン式）	6-9
6-3-6-9	橋脚フーチング工（I型・T型）	6-9
6-3-6-9	橋脚フーチング工（門型）	6-10
6-3-6-10	橋脚架設工（I型・T型）	6-10
6-3-6-10	橋脚架設工（門型）	6-10
6-3-6-11	現場継手工	6-10
6-4	橋梁上部	6-11
6-4-3-9	橋梁用高欄製作工	6-11
6-5	コンクリート橋上部	6-11
6-5-5-2	プレビーム桁製作工（現場）	6-11
6-6	トンネル（NATM）	6-11
6-6-4-3	吹付工	6-11
6-6-4-3	ロックボルト工	6-11
6-6-5-3	覆工コンクリート工	6-12
6-6-5-3	床版コンクリート工	6-12
6-6-6-4	インバート本体工	6-13
6-6-8-4	坑門本体工	6-13
6-6-8-5	明り巻工	6-14
6-7	トンネル（矢板）	6-14
6-7-5-3	覆工コンクリート工	6-14
6-7-6-4	インバート本体工	6-15
6-12	共同溝	6-16
6-12-5-2	現場打駆体工	6-16
6-12-5-4	カラー継手工	6-16
6-12-5-5	防水工（防水）	6-16
6-12-5-5	防水工（防水保護工）	6-16
6-12-5-5	防水工（防水壁）	6-17
6-12-6-2	プレキャスト駆体工	6-17
6-13	電線共同溝	6-17
6-13-5-2	管路工（管路部）	6-17
6-13-5-3	プレキャストボックス工（特殊部）	6-18
6-13-6-2	ハンドホール工	6-18
6-15	道路維持	6-19

6-15-4-5	切削オーバーレイ工	6-19
6-15-4-7	路上再生工	6-19
6-17	道路修繕	6-20
6-17-3-4	桁補強材製作工	6-20
7	公園関係	7-1
8	下水道関係	8-1
	(参考資料) プルフローリング試験様式	9-1

品質管理基準及び規格値

1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	1
2-1	棒鋼一般	4
2-2	ガス圧接	4
3	既製杭工	5
4	下層路盤工	6
5	上層路盤工	7
6	アスファルト安定処理路盤	8
7	セメント安定処理路盤	8
8	アスファルト舗装	9
9	転圧コンクリート	11
10	グースアスファルト舗装	13
11	路床安定処理工	15
12	表層安定処理工(表層混合処理)	16
13	固結工	16
14	アンカー工	16
15	補強土壁工	17
16	吹付工	18
17	現場吹付法枠工	19
18	河川土工	21
19	砂防土工	22
20	道路土工	23
21	捨石工	24
22	コンクリートダム	25
23	覆工コンクリート(NATM)	27
24	吹付けコンクリート(NATM)	29
25	ロックボルト(NATM)	31
26	路上再生路盤工	31
27	路上表層再生工	32
28	排水性舗装工・透水性舗装工	32
29	プラント再生舗装工	35
30	ガス切断工	35
31	溶接工	36
32	工場製作工(鋼橋用鋼材)	37
33	下水道	38
	(参考資料) ロックボルトの引抜試験	62
	(参考資料) テストハンマーによる強度推定調査について	64

写真管理基準

写真管理基準	1
撮影箇所一覧表	5
品質管理撮影箇所一覧表	6
出来形管理撮影箇所一覧表	16
1 共通編	16
1-2 土工	16
1-2 一般施工	16
1-3 無筋、鉄筋コンクリート	17
1-3 共通施工	28
3 河川編	42
3-1 築堤・護岸	42
3-3 樋門・樋管	42
3-4 水門	43
3-5 堰	43
3-6 排水機場	43
3-7 床止め・床固め	44
4 砂防編	45
4-1 砂防堰堤	45
4-2 流路	45
4-3 斜面对策	46
5 ダム編	47
5-1 コンクリートダム	47
5-2 フィルダム	47
5-3 基礎グラウチング	48
6 道路編	49
6-1 道路改良	49
6-2 舗装	49
6-3 橋梁下部	51
6-4 鋼橋上部	52
6-5 コンクリート橋上部	52
6-6 トンネル (NATM)	52
6-7 トンネル (矢板)	54
6-12 共同溝	54
6-13 電線共同溝	55
6-15 道路維持	55
6-17 道路修繕	55
その他	57
下水道	60

土木工事施工管理基準

制 定	昭和 48 年 4 月 1 日 48 監第 372 号
一部改正	昭和 51 年 4 月 1 日 51 監第 5 号
改 正	昭和 60 年 12 月 3 日 60 監第 464 号
改 正	平成 3 年 4 月 1 日 2 監第 426 号
改 正	平成 9 年 3 月 19 日 9 監技第 351 号
改 正	平成 12 年 10 月 1 日 12 監技第 138 号
改 正	平成 17 年 4 月 28 日 17 監技第 37 号
改 正	平成 21 年 5 月 13 日 21 建政技第 61 号
一部改正	平成 21 年 11 月 19 日 21 建政技第 275 号

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書」〔H22.1〕、第 1 編 1-1-33 「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

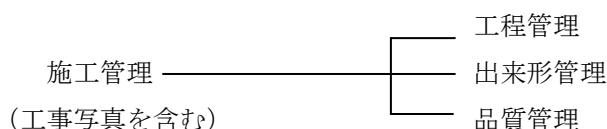
2 適 用

この管理基準は、長野県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構 成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



4 用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

(1) 工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するように必要な措置をすることを言う。

(2) 出来形管理とは

施工する築造物の出来形（形状、寸法など）を把握するために、築造物の寸法、凹凸、勾配、基準高を施工の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

(3) 品質管理とは

工食用資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な措置をすることをいう。

5 管理の実施

(1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

6 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

ア 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、品質管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種①～③の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

①路 盤・・・維持工事等の小規模なもの

②アスファルト舗装・・・維持工事等の小規模なもの

③その他・・・品質管理基準には示されていない工事資材の品質については、「特記仕様書」で定められた項目について管理するものとする

イ 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

7 規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

8 そ の 他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。